

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

根拠等	労働安全衛生法第14条、同施行令第6条18号・20号、特定化学物質障害予防規則第27条、四アルキル鉛中毒予防規則第14条
対象作業等	<p>特定化学物質（エチレンオキシド、クロム酸、塩素、シアン、臭化メチル、ホルムアルデヒド等）や四アルキル鉛を製造し、または取扱う作業等については、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者を選任し、作業の指揮その他定められた事項を行わせなければなりません。</p> <p>註1 特定化学物質とは、安全衛生法施行令別表第3に掲げられるものをいいます。従って含有製剤も含まれます。</p> <p>註2) 作業主任者の選任が必要となる四アルキル鉛に係る業務とは、労働安全衛生法施行令別表第5の第1号から第6号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除くものとし、同表第6号に掲げる業務にあつては、ドラム缶その他の容器の積卸しの業務に限る。）に係る作業とされています。</p>
受講資格	満18歳以上
講習科目等	<ol style="list-style-type: none">健康障害及び予防措置に関する知識（4時間）保護具に関する知識（2時間）作業環境の改善方法に関する知識（4時間）関係法令（2時間）修了試験（1時間） <p>全科目の所定時間を修了し、かつ修了試験に合格した方に修了証が交付されます。</p>